

沼津市立大平小学校いじめ防止基本方針

令和 7 年 4 月 1 日改訂

【いじめの定義】

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。（平成 25 年 9 月 28 日施行「いじめ防止対策推進法」より）

【いじめに対する基本的な考え方】

- ・いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるため、どの子も被害者にも加害者にもなる可能性がある。
- ・子どもたちの日常の中にある、ふざけあいや言葉遣いがいじめに発展する可能性もある。
- ・いじめの問題は、被害者と加害者だけの問題ではなく、観衆や傍観者を生まないことも大切である。

【いじめ対策委員会】校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、担任、養護教諭、スクールカウンセラー、（ソーシャルワーカー、青少年教育センター、スクールサポーター、学校運営協議会）

大平小中一貫教育目標 「志をもって 自分をみがき とともに挑戦する たくましい大平の子」 学校経営目標 「一人一人笑顔」

いじめ未然防止のための日常の取組

1 学校生活の充実

- ・基礎基本の定着を図り、学習に対する達成感・成就感をもてるようにする。
- ・子ども同士、教師と子どもが信頼し合い、認め合う学級づくり。
- ・努力を認め、褒め、失敗しても励ますことを心掛け、自己肯定感を高める。

2 道徳教育の充実

- ・「いじめをしない」「いじめを許さない」という人間性豊かな心を育てる。
- ・児童の実態に合わせて、内容を十分に検討した題材や資料等を取り扱った道徳の授業を実施する。

3 情操教育の充実

- ・地域ボランティアや教師による読み聞かせを実施し、想像力を高める。
- ・音楽鑑賞会、鑑賞教室等を実施し、豊かな情操を育む。

4 体験活動の充実

- ・環境体験や自然体験、福祉体験等、発達段階に応じた体験活動を体系的に展開し、教育活動に取り入れる。

5 特別活動の充実(学年を超えたつながり)

- ・1年生から6年生までを6班に分けた縦割りグループを編成し、学校生活のいろいろな場面で活動する。
- ・児童が主体的に取り組む活動を充実させる。

6 保護者や地域の方への働きかけ

- ・授業参観や懇談会、HP、学校・学年だより等による広報活動により、いじめ防止対策や対応についての啓発を行う。
- ・インターネット、SNS等を使用する場合のルールやモラルについて、啓発や研修を行う。

「いじめ対策委員会」の設置と学校としての取組

いじめ未然防止のための日常の取組

いじめを早期発見するための取組

いじめの訴え、いじめに関する情報、いじめと思われる状況の察知

- 日常における児童の小さな変化を見逃さない。（表情・文字・言葉遣い・友人関係・授業態度等）
- 担任を中心に、児童とのコミュニケーションを大切にし、未然防止、早期発見する。また、組織を機能させ、迅速に対応する。
- 養護教諭やスクールカウンセラー等の専門性

【いじめに対する措置】

①いじめの発見・通報を受けたときの対応

- いじめ対策委員会に直ちに情報を伝え、共有。
- 速やかに関係児童から事情を聴き取り、いじめの有無の確認。（複数で）
- 事実確認の結果は、被害・加害児童の保護者に連絡するとともに、教育委員会に報告する。

②いじめられた児童及びその保護者への支援

- いじめられた児童から、事実関係の聴取。
- 家庭訪問等により、迅速に保護者に事実関係を伝える。
- 当該児童に寄り添い支える体制作り

- 【当該児童に寄り添い支える体制作り】
- 保護者からの訴えや相談には、親身になって応じる。
- 解決に向けて保護者と共に支援する体制をつくる。
- カウンセリング等の支援を行う。

③いじめた児童及びその保護者への助言

- いじめたとされる児童から、事実関係の聴取。
- 【いじめ確認】
- 1. 学校は職員やスクールカウンセラーが連携（必要に応じて青少年相談室等の外部機関との協力）
- 2. 家庭訪問等により、迅速に保護者に事実関係を伝える。（学校と保護者が連携してその後も対応）
- 3. 職員で当該児童の見守りを行う。（いじめた児童にも寄り添い支える体制作り）

- 【いじめた児童にも寄り添い支える体制作り】
- 行った行為が許されないことを十分自覚させ、謝罪方法を一緒に考える。
- いじめの背景にあった状況について一緒に考える。

④いじめが起きた集団への働きかけ

- 【傍観していた・同調していた児童】
- 1. 新たないじめを防止するための指導を行う。
- 2. 傍観者や取り巻きもいじめを助長していることを理解させる。

⑤いじめがおさまっても見守り続け、再発を防ぐ。

いじめを早期発見するための取組

1 日々の観察、観察の視点

- ・いじめの相談の窓口があることを知らせる掲示をし、相談しやすい環境づくりをする。
- ・児童の成長の発達段階を考慮し、丁寧に継続した対応を実施する。
- ・特別な支援が必要な児童に、正しい対応や配慮ができるようにする。

2 連絡帳の活用

- ・連絡帳の活用によって、担任と児童・保護者が日頃から連絡を密に取り、信頼関係を構築する。

3 児童との良好な人間関係の構築

- ・日常生活の中での教職員の声かけ等、子どもが日頃から気軽に相談できる環境をつくる。
- ・4月、7月に教育相談期間を設ける。

4 いじめ調査・学校生活アンケートの実施

- ・「学校をよりよくするためのアンケート」を毎月末に行い、問題行動等を含め、いじめについても各学級で担任が調査報告する。
- ・10月に「沼津市いじめアンケート」を実施する。

5 スクールカウンセラー（SC）の活用

- ・SCによる参観や職員との情報共有
- ・SC参加による校内研修
- ・SCによる児童と保護者への対応